変更した事項
名称　脇本港第五防波堤灯台
位置
所在地　秋田県秋田船川港船川区（脇本港第五防波堤外端）
北緯　三九―五四―〇一
東経　一三九―五三―四二
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル
変更年月日　平成二十三年八月三十日

名称　鮪立中根灯標
位置
所在地　宮城県気仙沼市（気仙沼東湾中根）
北緯　三八―五三―〇〇
東経　一四一―三八―〇五
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十三年八月三十日

名称　泉大津沖埋立処分場防波堤灯台
位置
所在地　阪神港堺泉北区（泉大津沖埋立処分場防波堤外端）
北緯　三四―三一―五八
東経　一三五―二二―四四
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで三・五メートル　平均水面上から灯火まで七・九メートル
変更年月日　平成二十三年八月三十日

名称　西五番之礎灯標
位置
所在地　広島県呉市（西五番之礎）
北緯　三四―〇三―五六
東経　一三二―二六―二七
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十三年八月三十日

名称　里港沖防波堤北灯台
位置
所在地　鹿児島県薩摩川内市（里港沖防波堤北端）
北緯　三一―五〇―四一
東経　一二九―五五―二九
変更した事項
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日　平成二十三年八月三十日

〇海上保安庁告示第二百十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　野辺埼（福岡県糸島市）の西北西方約一・〇キロメートル
位置
所在地
北緯　三三―三四―〇四
東経　一三〇―〇五―一八
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
変更年月日　平成二十三年九月一日

名称　肥前赤瀬灯標
位置
所在地　肥前向島灯台（佐賀県唐津市）の南南東方約一・四キロメートル
北緯　三三―二八―三七
東経　一二九―四六―五六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年九月一日

〇海上保安庁告示第二百二十号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　筑前ノー瀬灯標
位置
所在地　筑前ノー瀬灯標
北緯　三三―五一―〇〇
東経　一三〇―〇五―一八
変更した事項
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日　平成二十三年八月三十日

〇海上保安庁告示第二百二十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・九キロメートル）
北緯　三五―三四―五一
東経　一三九―四九―一五
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度七二カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十三年九月五日
記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・七キロメートル）
北緯　三五―三四―五五
東経　一三九―四九―二三
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約三・七キロメートル）
北緯　三五―三四―五六
東経　一三九―四九―二三
変更年月日　平成二十三年九月五日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―三四―四〇
東経　一三九―四九―二四
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三四―三八
東経　一三九―四九―二六
変更年月日　平成二十三年九月五日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・二キロメートル）
北緯　三五―三四―四二
東経　一三九―四九―三四
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・三キロメートル）
北緯　三五―三四―三五
東経　一三九―四九―一六
変更年月日　平成二十三年九月五日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　東京新海面処分場Dブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・四キロメートル）
北緯　三五―三四―三三
東経　一三九―四九―一八
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・〇キロメートル）
北緯　三五―三四―四二
東経　一三九―四九―三四
変更年月日　平成二十三年九月五日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧